

議事録

審 議 会 等 名	つくばみらい市下水道審議会
開 催 日	令和 7 年 2 月 2 5 日（火曜日）
開 催 場 所	つくばみらい市役所谷和原庁舎 2 F 第 1 ・ 第 2 会議室
出 欠 者	出席委員 間根山知己、秋田政夫、石野一男、稲葉純子、太田真由美、 木田裕通、栗田節子、嶋田博美、鈴木恵子、中島一郎 市出席者 市長、飯泉都市建設部長、小林都市建設部参事兼上下水道 課長、湯原課長補佐、大澤課長補佐、諏訪主事、栗山主事 下水道使用料検討・経営戦略改定業務受託者 日本会計コンサルティング株式会社
議 事	報告事項 (1)下水道使用料の改定について (2)下水道事業経営戦略（案）について (3)下水道污水管の緊急点検の実施について
議 案 概 要	1 開会 午後 2 時 0 0 分 2 市長あいさつ 3 会長及び副会長選任 4 会長挨拶 5 報告 ○報告事項 (1)下水道使用料の改定について ・事務局より、下水道使用料の改定について、資料をもとに説明を行い、委員からの質疑・意見は次のとおりであった。 【質疑】 委 員 狸穴地区のコミュニティ・プラントについて、風によって臭いが住宅地周辺まで流れてきている。特に夕方頃に強い臭いがする。 事務局 冬期は微生物が活性化されず、汚水処理に時間がかかることから、臭いが発生してしまう傾向にある。昨年も冬期に同様の苦情があった。今回いただいた意見をもとに、再度管理業者と臭気対策について協議・検討を行う。 委 員 下水道使用料改定の議決後から、実際に使用料改定を行うまでの間に、値上げに至った経緯をどのように住民に説明していくのか。 事務局 市広報紙・市 HP で周知に努める。また、検針時に検針票と共に使用料改定の案内を配ることも検討して

	いる。使用料が値上げされることを知らない住民がいないよう、よりよい周知方法を検討しながら、使用料改定の周知に努める。
委 員	下水道使用料改定により、農業集落排水を使用する家庭の年間支出はどのくらい増えるのか。
事務局	公共下水道と農業集落排水の使用料は同じ計算式を用いているので、年間の増額分についても、公共下水道と同額になる。
委 員	農業集落排水の経費回収率は100%を目指さないのか。
事務局	今回の下水道使用料改定は、公共下水道の経費回収率を100%にすることを目標としている。 下水道使用料は5年に1度見直しを行うので、農業集落排水の経費回収率については、使用料を見直するタイミングでその都度検討する。
○報告事項 (2)下水道事業経営戦略（案）について ・事務局より、下水道事業経営戦略（案）について、資料をもとに説明を行い、委員からの質疑・意見は次のとおりであった。	
【質疑】 質問なし	
○報告事項 (3)下水道污水管の緊急点検の実施について ・事務局より、下水道污水管の緊急点検の実施について、資料をもとに説明を行い、委員からの質疑・意見は次のとおりであった。	
【質疑】	
委 員	今回行った点検では簡易すぎるのではないか。
事務局	今回は緊急点検ということで、市職員でも迅速に対応できる徒歩・目視による点検を行った。 他の点検方法としては、カメラを使用して管内の状況を確認する点検を行っている。カメラを使用した点検は5年に1回実施している。
委 員	下水道使用量が多い場所については、5年に1回よりも多い頻度で点検を行った方が良いのではないか。
事務局	以前問題があった地点については、マンホールを開け

	て実際に内部の状況を確認する点検を１年に１回行っている。 6 その他 委員 公共下水道・農業集落排水・コミュニティ・プラントの違いについてわかりやすく説明してほしい。 事務局 公共下水道は住宅地等の市街化区域で整備している下水道である。 農業集落排水は農家住宅の多い農業集落で整備している下水道である。 コミュニティ・プラントは小規模開発の住宅地で、開発業者が設置したものが市に管理が移管された施設である。 7 閉会 午後３時００分
配 付 資 料	・下水道使用料改定についての経緯 ・つくばみらい市下水道事業経営戦略【概要版】（案） ・下水道污水管の緊急点検の結果について
そ の 他	

下水道使用料 改定についての経緯

令和6年度第5回下水道審議会

令和7年2月25日（火）

13時30分から

目次

1	下水道使用料の改定	P 2
2	下水道使用料についての審議経過	P 3
3	下水道使用料改定の必要性	
	（1）公営企業とは	P 4
	（2）市の汚水処理費財源の現状	P 6
	（3）今後の収支見通し	P 7
4	改定案の決定	
	（1）20m ³ 使用時の使用料の決定	P 8
	（2）具体的な使用料の決定	P 9

1 下水道使用料の改定

- ▶ 令和7年第1回定例会に下水道使用料を改定するための条例改正案を提出いたします。

表1 下水道使用料改定案（1か月あたり）（税抜）

区分	水量	改定使用料	現行使用料	改定額
基本使用料	0m ³	800円	500円	300円
従量使用料	1～10m ³	80円	70円	10円
	11～20m ³	140円	130円	10円
	21～30m ³	150円	140円	10円
	31～50m ³	160円	150円	10円
	51～100m ³	170円	160円	10円
	101m ³ ～	180円	170円	10円
臨時用	1m ³ あたり	300円	170円	130円

※令和8年4月使用分から変更になる予定です。

2 下水道使用料についての審議経過

- ▶ 下水道審議会では市長からの諮問を受けて、約1年にわたり審議を行ってきました。

表2 下水道使用料についての審議経過

開催回	開催日	審議内容
第1回	令和5年12月 6日	下水道使用料検討について（諮問）
第2回	令和6年 2月27日	本市下水道事業の現状・下水道使用料改定の背景 経営比較分析表を基にした近隣団体の状況説明
第3回	令和6年 5月29日	経営戦略による今後10年間の見通し 経営戦略を基にした使用料改定案
第4回	令和6年 7月24日	会計の全体像・具体的な改定に必要な情報と検討案のご提示
第5回	令和6年 9月24日	ボリュームゾーン及び、複数パターンのご提示 改定パターンの決定
第6回	令和6年10月23日	答申案検討
	令和6年10月29日	答申

3 使用料改定の必要性

(1) 公営企業とは

公営企業 とは

地方公共団体が経営する企業の総称です。

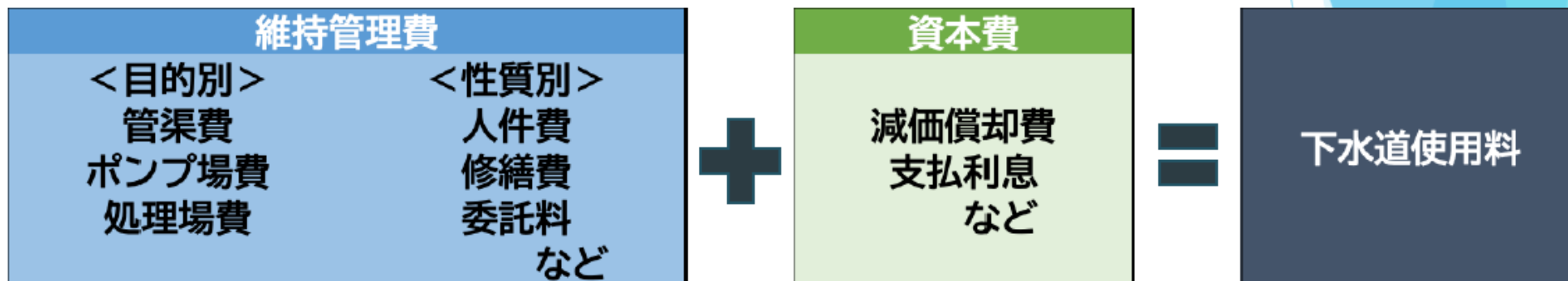
例えば代表的なものとして、水道事業、下水道事業、病院事業、交通事業等があります。公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制が基本原則とされています。

下水道は、生活に欠かせない重要な施設ですが、先行投資して高額な費用がかかる上、建設期間も長期にわたります。

その高額な費用の多くを一般会計に依存しているのが現状ですが、独立採算制の原則に従い、各自治体ごとに市の一般会計から切り離した形で運営を行うべく、それぞれに適した使用料の設定、及び下水道施設の維持管理を行っていく必要があります。



目指すべき公営企業の在り方



出典：地方公営企業法（第17条の2：経費の負担原則） より

1. 独立採算制の原則

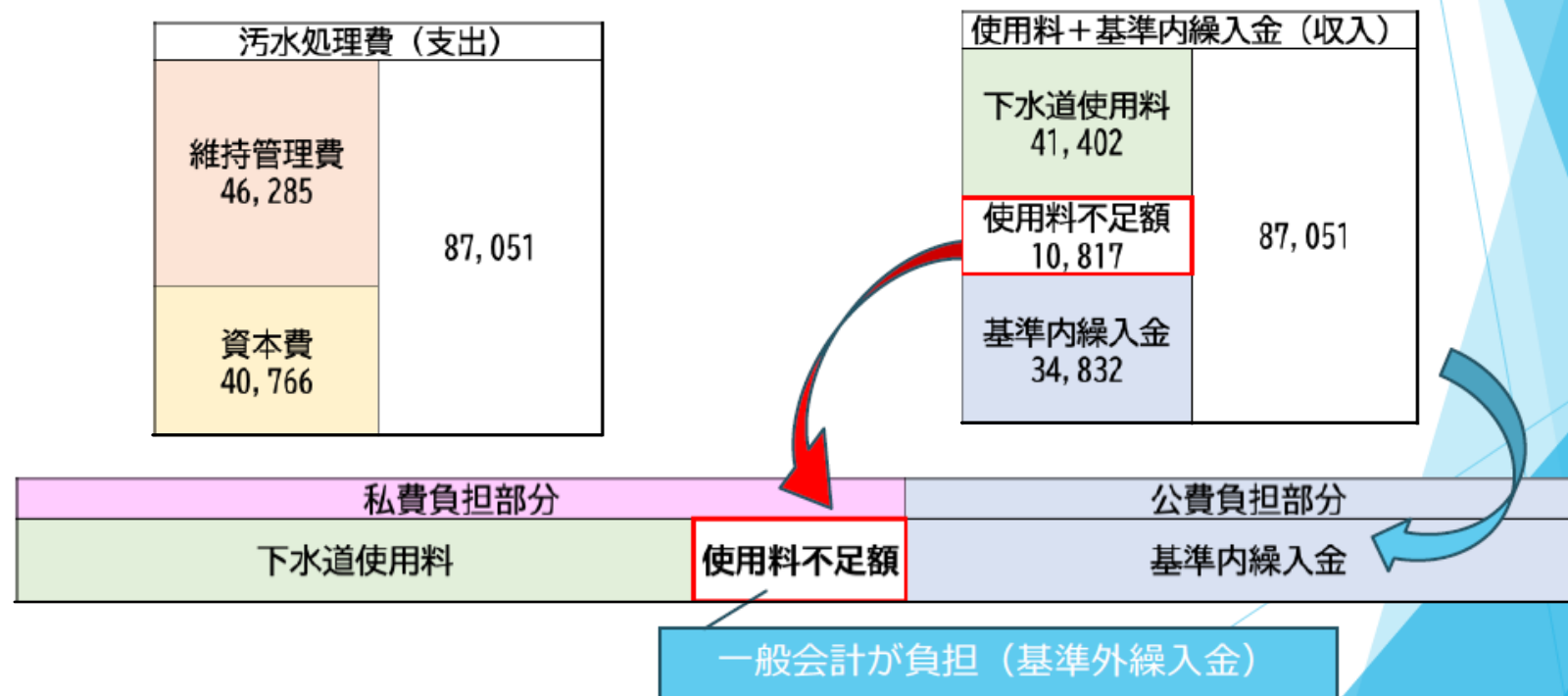
- ・ 公営企業の経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等を除き、その事業に伴う収入によって賄い、自立性をもって事業を継続していく**独立採算制の原則**が適用されます。
- ・ 事業として財源不足額があれば、自立的に解消しなくてははいけません。

(2) 市の汚水処理費財源の現状

汚水処理費財源の現状

使用料の不足を基準外繰入金として一般会計が補てんしています。

令和4年度決算 汚水処理費及び下水道使用料（単位：万円）



下水道使用料検討資料（第4回）から抜粋

(3) 今後の収支見通し

収支見通し

※一部、圏央道インターパークの変更により数値変動あり

※金額については全て税抜

公共下水道+農業集落排水	R4 (決算)	R5 (予算)	R6 (予算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m ³)	3,066,736	3,081,314	3,087,501	3,095,475	3,265,814	3,434,416	3,476,495	3,631,013	3,755,500
使用料試算 (万円)	41,402	42,270	42,250	41,751	44,611	47,447	48,127	50,741	52,839
污水处理費 (万円)	52,219	59,771	67,208	66,219	65,736	66,173	65,933	67,458	68,440
使用料不足額 (万円)	10,817	17,502	24,958	24,468	21,126	18,727	17,806	16,716	15,601
経費回収率 (%)	79.29%	70.72%	62.86%	63.05%	67.86%	71.70%	72.99%	75.22%	77.21%

公共下水道	R4 (決算)	R5 (予算)	R6 (予算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m ³)	2,650,159	2,665,599	2,680,191	2,689,135	2,861,413	3,031,954	3,075,600	3,231,088	3,357,506
使用料試算 (万円)	35,817	36,696	36,789	36,303	39,189	42,051	42,752	45,380	47,503
污水处理費 (万円)	39,752	43,884	50,801	49,732	49,212	52,800	52,261	53,605	54,892
使用料不足額 (万円)	3,935	7,188	14,012	13,429	10,023	10,749	9,509	8,226	7,389
経費回収率 (%)	90.10%	83.62%	72.42%	73.00%	79.63%	79.64%	81.80%	84.66%	86.54%

農業集落排水	R4 (決算)	R5 (予算)	R6 (予算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m ³)	416,577	415,716	407,310	406,340	404,401	402,461	400,895	399,925	397,994
使用料試算 (万円)	5,585	5,574	5,461	5,448	5,422	5,396	5,375	5,362	5,336
污水处理費 (万円)	12,466	15,887	16,407	16,487	16,524	13,374	13,672	13,853	13,548
使用料不足額 (万円)	6,881	10,313	10,946	11,039	11,103	7,978	8,297	8,491	8,212
経費回収率 (%)	44.80%	35.08%	33.28%	33.04%	32.81%	40.35%	39.31%	38.71%	39.39%

下水道使用料検討資料 (第4回) から抜粋

4 改定案の決定

(1) 20m³使用時の使用料の決定

改定案A～Cについて

※金額については全て税抜

公共下水道+農業集落排水	R4 (決算)	R5 (予算)	R6 (予算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m ³)	3,066,736	3,081,314	3,087,501	3,095,475	3,265,814	3,434,416	3,476,495	3,631,013	3,755,500
使用料試算 (万円)	41,402	42,270	42,250	41,751	44,611	47,447	48,127	50,741	52,839
汚水処理費 (万円)	52,219	59,771	67,208	66,219	65,736	66,173	65,933	67,458	68,440
使用料不足額 (万円)	10,817	17,502	24,958	24,468	21,126	18,727	17,806	16,716	15,601
経費回収率 (%)	79.29%	70.72%	62.86%	63.05%	67.86%	71.70%	72.99%	75.22%	77.21%



下水道使用料検討資料 (第5回) から抜粋

(2) 具体的な使用料の決定

下水道使用料体系の検討

使用料体系の設定

③ 使用料対象経費の配賦

④ 使用料体系の設定

・ 使用料改定の検討パターンの前提条件について

	前提条件
①	1か月あたり20m ³ 使用した場合の使用料を2,500円から3,000円に改定する。 (今後の経営の安定化のために必要な最低限の上げ幅)
②	全使用者の負担が公平になるように設定する。
③	基本使用料と従量使用料の改定に伴う違いを比較、検証し最適なパターンを示す。
④	公共下水道において令和12年度の使用料不足を解消する。 (経費回収率100%を目指す)

下水道使用料検討資料（第5回）から抜粋

下水道使用料の改定検証

前回は各水量区分の状況を加味せず、平均的な使用量単価の引き上げ案を明示しました。

今回はさらに詳細、且つ多角的な検証が必要なため以下の改定パターンを提示します。

パターン① 基本使用料のみ引き上げます（基盤は安定するが低量使用者にとっては大幅な金額上昇）

パターン② 基本使用料を上げず低量使用者を重点的に引き上げます（基本使用料の代替案）

パターン③ 基本使用料を上げず全体のバランスを見て引き上げます（基本使用料の代替案）

パターン④ 全体の底上げに繋がる基本使用料の改定を行い、他の料金帯を均等に引き上げます

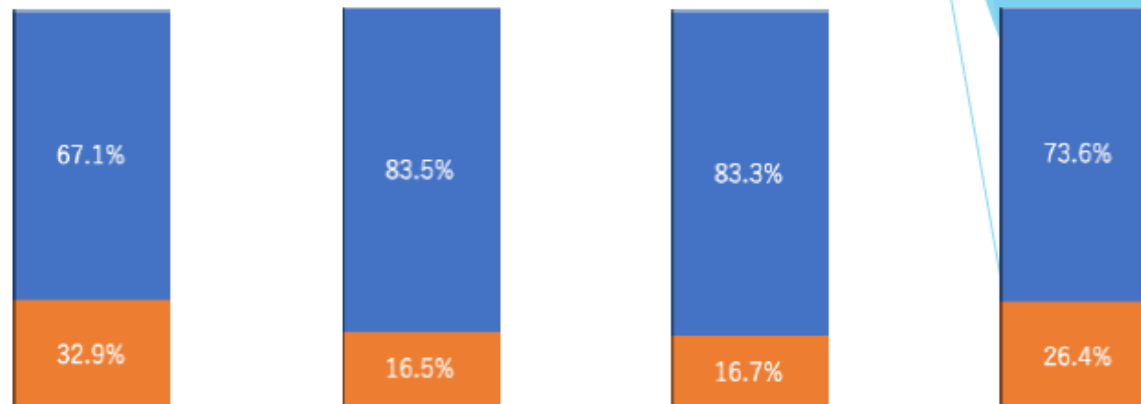
水量区分 (m³)	現行 (円)	①		②		③		④	
		基本使用料UP (円)		従量使用料UP (円)		従量使用料UP (円)		基本 + 従量UP (円)	
		基本使用料のみ		基本使用料代替案A		基本使用料代替案B		一律 10円	
		値上げ幅	改定後使用料	値上げ幅	改定後使用料	値上げ幅	改定後使用料	値上げ幅	改定後使用料
0- 0	500	500	1,000		500		500	300	800
1- 10	70		70	40	110	30	100	10	80
11- 20	130		130	10	140	20	150	10	140
21- 30	140		140	20	160	20	160	10	150
31- 40	150		150	20	170	20	170	10	160
41- 50	150		150	20	170	20	170	10	160
51- 100	160		160	20	180	20	180	10	170
101- 200	170		170	20	190	20	190	10	180
201- 99,999	170		170	20	190	20	190	10	180
20m³使用時	2,500	3,000		3,000		3,000		3,000	

17

下水道使用料の改定検証結果① 使用料配分



パターン①・④の場合、基本使用料の割合が増加し、マニュアルで示す数値に近づく。
パターン②・③の場合、現行よりも従量使用料で賄う割合が増加する。



		①		②		③		④	
水量区分 (m³)	現行 (円)	基本使用料UP (円)		従量使用料UP (円)		従量使用料UP (円)		基本+従量UP (円)	
		基本使用料のみ		基本使用料代替案A		基本使用料代替案B		一律 10円	
		値上げ幅	改定後使用料	値上げ幅	改定後使用料	値上げ幅	改定後使用料	値上げ幅	改定後使用料
0- 0	500	500	1,000		500		500	300	800
1- 10	70		70	40	110	30	100	10	80
11- 20	130		130	10	140	20	150	10	140
21- 30	140		140	20	160	20	160	10	150
31- 40	150		150	20	170	20	170	10	160
41- 50	150		150	20	170	20	170	10	160
51- 100	160		160	20	180	20	180	10	170
101- 200	170		170	20	190	20	190	10	180
201- 99,999	170		170	20	190	20	190	10	180
20m³使用時	2,500	3,000		3,000		3,000		3,000	

下水道使用料の改定検証結果② 収支・経費回収率

基礎情報(料金)・予測				R8	R9	R10	R11	R12	
パターン①	基本使用料UP(円)	使用料	事業	使用料単価(円)	163.0	R12年度時点			
0- 0	500	1,000	合算	使用料試算(万円)	52,920	55,777	56,484	59,105	61,215
1- 10		70		使用料不足額(万円)	12,816	10,396	9,449	8,353	7,225
11- 20		130		経費回収率(%)	80.5%	84.3%	85.7%	87.6%	89.4%
21- 30		140	公共	使用料試算(万円)	46,383	49,272	50,004	52,640	54,781
31- 40		150		使用料不足額(万円)	2,829	3,528	2,258	965	111
41- 50		150		経費回収率(%)	94.3%	93.3%	95.7%	98.2%	99.8%
51- 100		160	農集	使用料試算(万円)	6,537	6,505	6,480	6,464	6,433
101- 200		170		使用料不足額(万円)	9,988	6,868	7,192	7,388	7,114
201- 99,999		170		経費回収率(%)	39.6%	48.6%	47.4%	46.7%	47.5%
パターン②	基本使用料代替案A	使用料	事業	使用料単価(円)	166.1	R12年度時点			
0- 0		500	合算	使用料試算(万円)	53,173	56,353	57,124	60,047	62,395
1- 10	40	110		使用料不足額(万円)	12,563	9,820	8,809	7,411	6,045
11- 20	10	140		経費回収率(%)	80.9%	85.2%	86.6%	89.0%	91.2%
21- 30	20	160	公共	使用料試算(万円)	46,646	49,857	50,652	53,591	55,971
31- 40	20	170		使用料不足額(万円)	2,500	2,945	1,609	14	-1,078
41- 50	20	170		経費回収率(%)	94.8%	94.4%	96.9%	100.0%	102.0%
51- 100	20	180	農集	使用料試算(万円)	6,528	6,496	6,471	6,455	6,424
101- 200	20	190		使用料不足額(万円)	9,988	6,868	7,192	7,388	7,114
201- 99,999	20	190		経費回収率(%)	39.5%	48.6%	47.3%	46.6%	47.4%
パターン③	基本使用料代替案B	使用料	事業	使用料単価(円)	164.6	R12年度時点			
0- 0		500	合算	使用料試算(万円)	52,615	55,794	56,562	59,485	61,832
1- 10	30	100		使用料不足額(万円)	13,121	10,380	9,371	7,973	6,607
11- 20	20	150		経費回収率(%)	80.0%	84.3%	85.8%	88.2%	90.3%
21- 30	20	160	公共	使用料試算(万円)	46,546	49,876	50,652	53,591	55,971
31- 40	20	170		使用料不足額(万円)	3,052	3,430	2,098	504	-587
41- 50	20	170		経費回収率(%)	93.8%	93.5%	96.0%	99.1%	101.1%
51- 100	20	180	農集	使用料試算(万円)	6,455	6,424	6,399	6,384	6,353
101- 200	20	190		使用料不足額(万円)	10,069	6,950	7,273	7,469	7,195
201- 99,999	20	190		経費回収率(%)	39.1%	48.0%	46.8%	46.1%	46.9%
パターン④	基本+従量(円)	使用料	事業	使用料単価(円)	164.1	R12年度時点			
0- 0	300	800	合算	使用料試算(万円)	52,881	55,899	56,637	59,409	61,638
1- 10	10	80		使用料不足額(万円)	12,855	10,274	9,296	8,049	6,802
11- 20	10	140		経費回収率(%)	80.4%	84.5%	85.9%	88.1%	90.1%
21- 30	10	150	公共	使用料試算(万円)	46,370	49,420	50,183	52,970	55,230
31- 40	10	160		使用料不足額(万円)	2,842	3,380	2,078	635	-338
41- 50	10	160		経費回収率(%)	94.2%	93.6%	96.0%	98.8%	100.6%
51- 100	10	170	農集	使用料試算(万円)	6,511	6,479	6,454	6,439	6,407
101- 200	10	180		使用料不足額(万円)	10,014	6,894	7,218	7,414	7,140
201- 99,999	10	180		経費回収率(%)	39.4%	48.4%	47.2%	46.5%	47.3%

＜公共下水道＞
パターン①を除いて、
いずれも令和12年度
には、使用料不足が
解消するよ！



いくつかの使用料改定パターンを想定した結果

下水道使用料の設定に際して、本来の使用料体系の在り方や現状、また、今後の福岡工業団地における企業の操業等を加味し、多角的に検討を進めてきました。

これらを踏まえて「**パターン④**」の改定を、事務局から提案いたします。

公共下水道の経費回収率が令和12年度に100%となることで目標を達成し、かつ、**各従量使用料への加算が均等**であること。

また、**基本使用料の割合が本来の形に近づいたこと**、そして、**使用者全体で負担を按分すること**を是とし、上記を提案いたします。

水量区分 (m ³)	現行 (円)	基本+従量UP (円)	
		一律 10円	
		値上げ幅	改定後使用料
0- 0	500	300	800
1- 10	70	10	80
11- 20	130	10	140
21- 30	140	10	150
31- 40	150	10	160
41- 50	150	10	160
51- 100	160	10	170
101- 200	170	10	180
201- 99,999	170	10	180
臨時用/m ³	170	130	300

つくばみらい市 下水道事業経営戦略【概要版】〈案〉

1. 改定の趣旨及び計画期間

全国的に人口減少に伴う収入減や将来の施設更新需要への対応が課題となっており、本市においても将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくためには、中長期的な視点で事業経営を行う必要があります。そこで令和3(2021)年度に下水道事業経営戦略を策定しましたが、当初経営戦略策定から3年が経過し、より一層経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上させるために、今回投資・財政計画の見直しを実施し、内容の充実化を図った経営戦略に改定しました。

計画期間は、当初の計画同様、令和4年度から令和13年度の10年間とします。

2. 経営戦略の対象となる事業

現在、本市の下水道はつくばみらい市上下水道課で整備・運転管理している公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業、一部補助をしている浄化槽事業があります。そのほかに主に伊奈地区において、取手地方広域下水道組合が整備・運転管理している公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業があります。

本戦略における対象は、つくばみらい市上下水道課で整備・運転管理している公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業です。

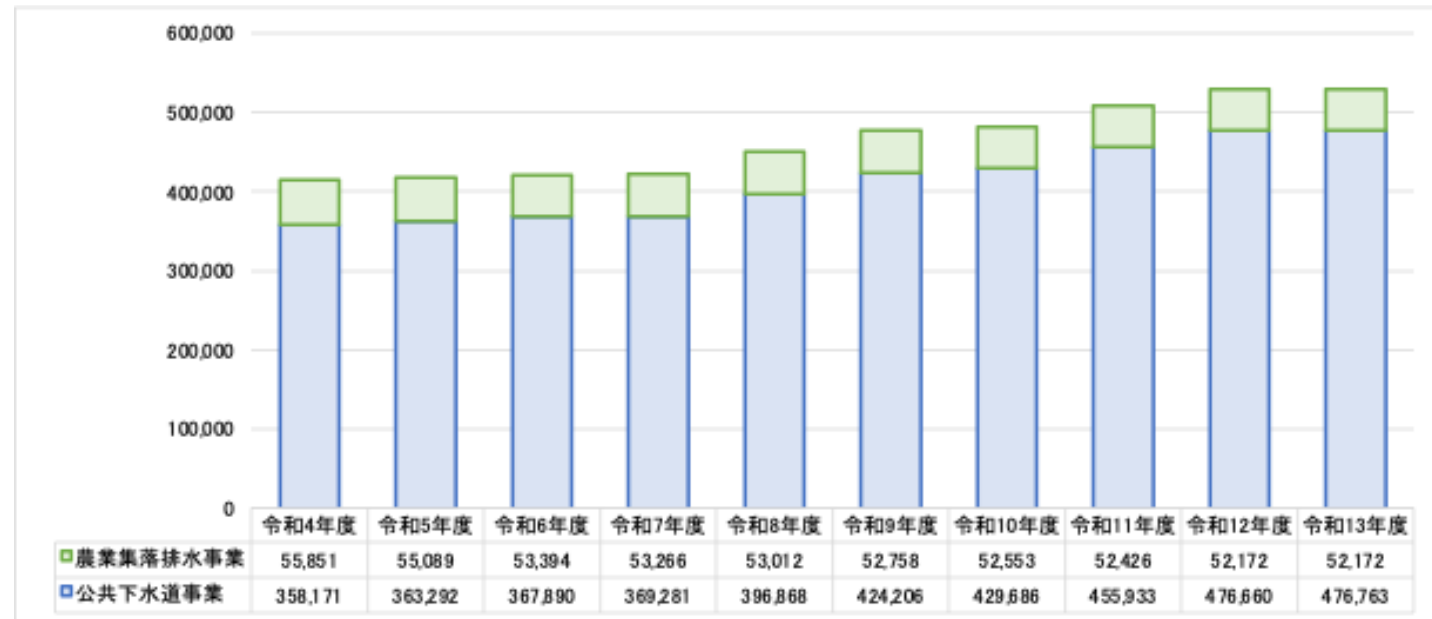
3. 将来の事業環境

(1) 使用料収入の予測

公共下水道事業における使用料収入は、福岡工業団地第2期地区(圏央道インターパークつくばみらい)の整備等により増加傾向にあります。また、農業集落排水事業においては、人口減少の影響により少しずつ減少していく見通しです。

■使用料収入 事業別予測

(単位:千円、税抜)



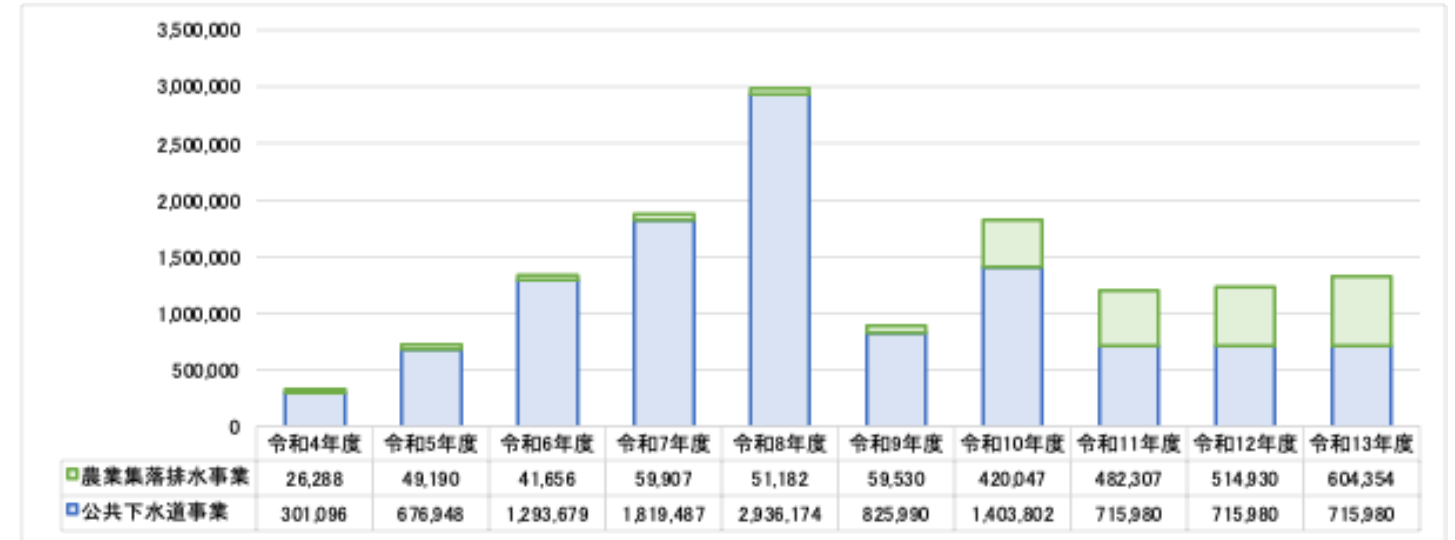
(2) 今後の事業の予定

本市の公共下水道事業では市の財政状況を踏まえながら、資産全体を対象として、維持管理、改築・修繕を一体的にとらえて下水道施設を計画的かつ効率的に管理するストックマネジメント計画を、農業集落排水事業ではLCC(ライフサイクルコスト)が最小となる機能保全計画として最適整備構想を策定しています。計画期間内の主な事業として、人口増加や福岡工業団地第2期地区(圏央道インターパークつくばみらい)での企業の操業開始による汚水処理量の増加に対応すべく、令和11(20

29)年度まで小絹水処理センターの増改築事業を実施する予定です。また、農業集落排水事業の一部地域における公共下水道事業への編入についての検討を行っていきます。

■投資(建設改良費)の事業別推計

(単位:千円、税込)



4. 取組方針

第2次つくばみらい市総合計画(後期基本計画)に掲げている下水道事業の取り組み方針は以下のとおりです。

○下水道の計画的な整備の実施

・未整備地区の早期解消に向けて、下水道事業計画に基づく計画的な整備を実施します。

○下水道施設の適正な維持管理の実施

・安定した下水道機能を維持するため、地震対策や長寿命化を兼ねた、効果的な施設の更新工事を実施します。

○上下水道事業の健全な運営の実施

・上下水道事業について、将来にわたり持続可能な経営を確保するため、経営戦略に基づき健全な運営を推進します。

5. 経営の基本方針

以上を踏まえた本戦略における経営の基本方針は以下のとおりです。

基本方針①施設の適正な改修・維持管理

今後も安全・安心な下水道サービスの提供を継続するためには、老朽化に伴う改修や維持管理を適正に行う必要があります。公共下水道事業は下水道ストックマネジメント計画、農業集落排水事業は最適整備構想に基づき、事業実施の優先順位を決定し、投資の平準化を図りつつ適正な改修・維持管理を継続していきます。

基本方針②民間活力の活用

本市では、今後さらに効率的、効果的な維持管理が可能となる官民連携の手法の導入を目指し、維持管理と更新を一体的に行うウォーターPPPの導入を検討します。

基本方針③健全経営の確保(目標:経常収支比率100%・経費回収率100%)

本市では令和5年度現在、経費回収率の指標が独立採算を示す100%を下回っており、一部基準外繰入金に頼った経営となっています。そのため、経費削減を行い、効率的な経営を目指すと同時に、5年に一度は適正な使用料についての検討を行うことで、経常収支比率100%を維持しつつ経費回収率100%の達成を目指し、基準外繰入金の削減に取り組みます。

つくばみらい市 下水道事業経営戦略【概要版】＜案＞

6. 投資・財政計画(目標達成に向けたシミュレーションの決定)

経営の基本方針に掲げた「経費回収率100%」という目標を達成するためには、汚水処理にかかる費用に対して、使用料収入が上回る必要があります。しかし、将来の事業環境の予測に基づく投資・財政計画では、物価上昇等により汚水処理にかかる費用の増加が見込まれ、経費回収率は更に低下することが予想されています。そこで、その課題を改善するために令和8(2026)年度に下水道使用料を改定することとした2つの投資・財政計画を試算しました。

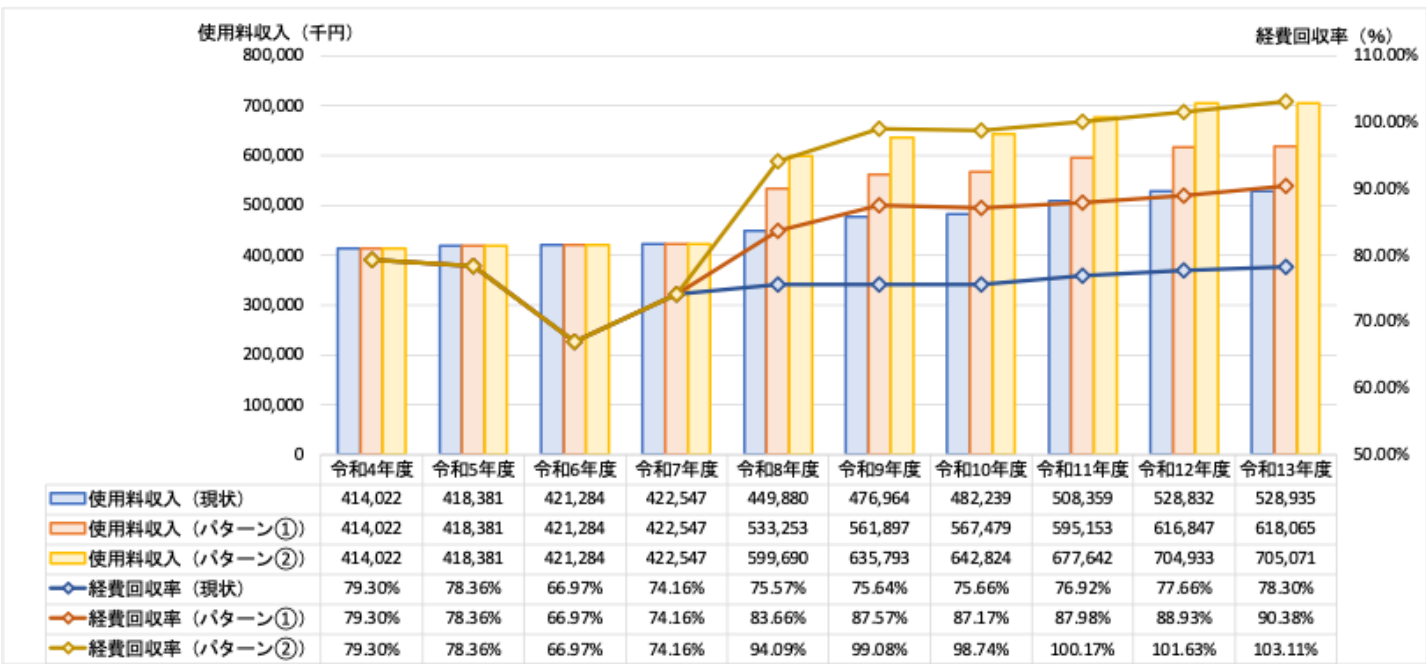
【パターン①】 計画期間内に公共下水道事業で経費回収率 100%を達成(改定率17.5%)

■事業別・年度別の改定率						
事業／年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計
公共下水道事業	18.3%	17.5%	17.4%	16.7%	16.3%	17.2%
農業集落排水事業	20.1%	20.1%	20.1%	20.1%	20.1%	20.1%
コミュニティ・プラント事業	20.9%	20.9%	20.9%	20.9%	20.9%	20.9%
合算	18.5%	17.8%	17.7%	17.1%	16.7%	17.5%

【パターン②】 計画期間内に公共下水道事業及び農業集落排水事業合算で経費回収率100%を達成(改定率33.3%)

※パターン②については一律割合による改定を想定

■使用料収入及び経費回収率の推移(公共下水道事業および農業集落排水事業合算)



【投資・財政計画のポイント】

今回、計画期間内に公共下水道事業で経費回収率100%を達成するパターン①と、公共下水道事業及び農業集落排水事業合算で経費回収率100%を達成するパターン②、2つのパターンでの試算を実施しました。本来であれば全ての事業において経費回収率が100%となることが望ましいですが、現状の使用料単価から30%以上の値上げは市民の大幅な負担増加となります。また、現在、農業集落排水事業においては、公共下水道事業や取手地方広域下水道組合との広域化・共同化への検討を進めていることから、本計画においてはまず、パターン①の投資・財政計画を採用し、公共下水道事業の経費回収率を100%とすることを目標に下水道使用料を改定し、今後も最低でも5年に一度、経営戦略及び使用料体系についての見直しを行うことで経営の安定化を図っていくことが適正であると判断しました。

7. 経費回収率向上へ向けたロードマップ

国土交通省「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和2年3月31日国水下第56号)を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下のとおり示します。

■経費回収率向上に向けたロードマップ

年度	収益確保の活動	経費削減の活動
令和6(2024)	使用料改定の検討・条例改正	
令和7(2025)	新使用料に向けた周知、システム改修等	
令和8(2026)	新使用料の適用	
令和9(2027)	効果検証及び収支再試算	
令和10(2028)		
令和11(2029)	使用料改定の検討	
令和12(2030)		
令和13(2031)	検討の上、必要であった場合、使用料改定の実施	

追加整備工事の実施および接続による拡大

包括委託の継続、コスト効率化に向けた検討

■ロードマップに定めた数値目標(公共下水道事業)

※シミュレーションパターン①による数値目標

年度	経費回収率	水洗化率	経常収支比率
令和7(2025)年度 開始値	83.88%	98.53%	119.90%
令和10(2028)年度 中間値	96.00%	98.83%	100.00%
令和13(2031)年度 目標値	100.00%	99.13%	100.00%

8. 経営戦略の事後検証

本経営戦略の実行性を確実なものとするために、PDCA サイクルにもとづいた進捗管理を行います。特に計画の見直しに関しては、施設の修繕・更新などの実施状況や劣化状況、財政状況などを評価した上で少なくとも5年に一度の頻度で行うものとします。

年度	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)	令和10(2028)	令和11(2029)	令和12(2030)	令和13(2031)
経営戦略	公表				見直し	公表		
使用料	検証		改定		検証			検討改定



つくばみらい市公式キャラクター
みらいりんどう 君

下水道污水管の緊急点検の結果について

令和 7 年 1 月 28 日に発生した埼玉県八潮市において、下水道管破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、令和 7 年 1 月 29 日付け国土交通省より流域下水道管理者が管理する晴天時 1 日最大処理量 300,000 立方メートル以上の処理場に接続する口径 2,000 ミリメートル以上の下水道管路について、道路陥没の恐れが無いかの緊急点検を行うよう要請がありました。

当市が管理する下水道管については、国からの要請による緊急点検の対象の下水道管はありませんが、市独自の取組として、下記のとおり当市上下水道課では、職員による下水道污水管の緊急点検を実施しました。

※市が管理する下水道管

- ・晴天時 1 日最大処理量 9,000 立方メートル
- ・污水管最大口径 1,200 ミリメートル

記

1. 点検期間 令和 7 年 2 月 5 日から令和 7 年 2 月 7 日まで
2. 点検対象
 - ①整備後 40 年以上経過したヒューム管 約 3.4 km
 - ②口径 500 ミリメートル以上のヒューム管 約 10 km
 - ③対象管路の污水マンホール内 226 か所
3. 点検方法 対象污水管が埋設されている道路を車や徒歩でへこみなどが無い、また污水マンホールのふたを開けて土砂等の堆積物等がないかを目視で確認しました。
4. 点検結果 上記のとおり点検を実施したところ異常は確認されませんでした。

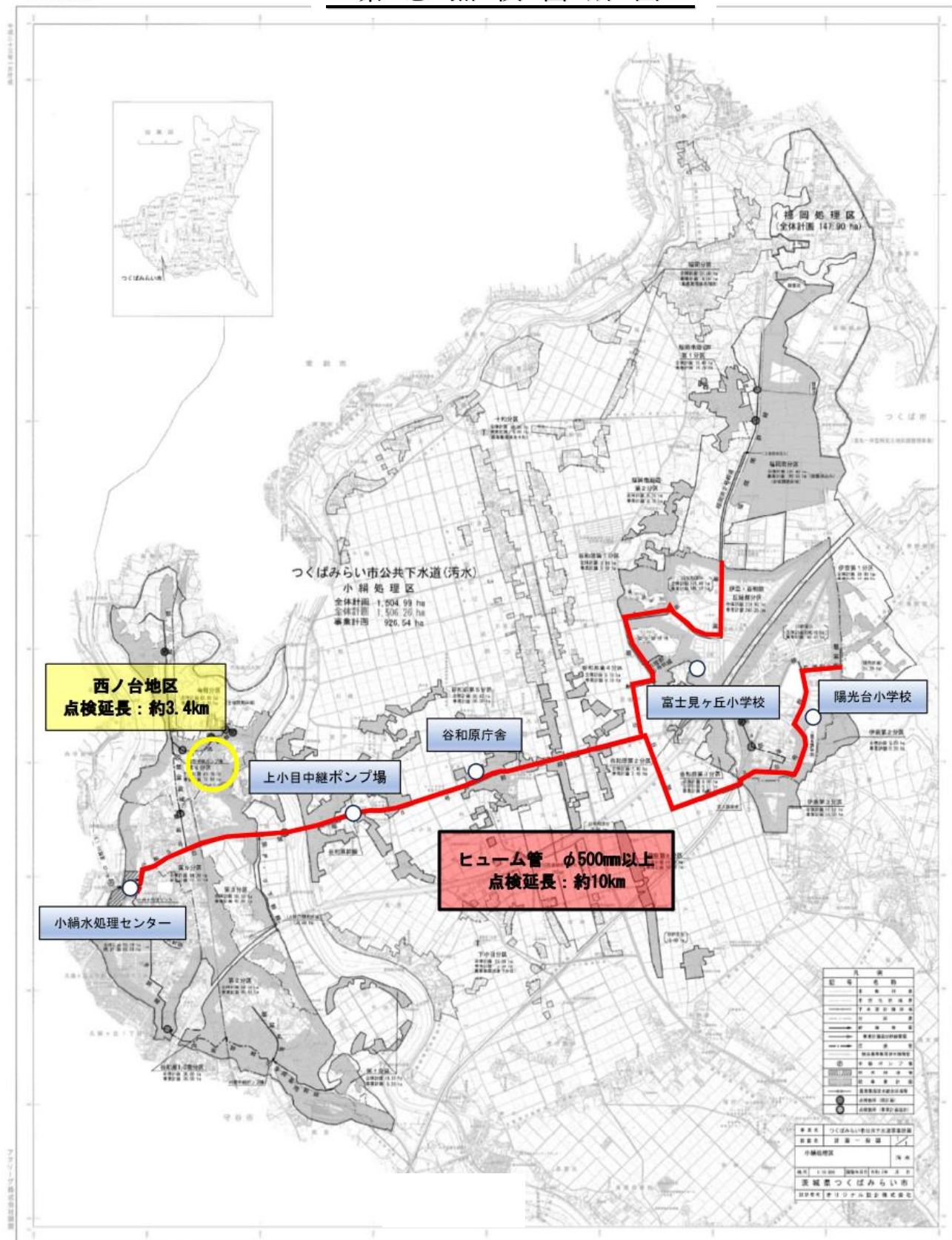
下水道管路の巡視・点検・調査

平成 27 年に改正された下水道法では維持修繕基準が創設され、管路に関する維持管理の基準が示されました。

この基準では、管路で腐食するおそれ大きい箇所に対しては、5 年に 1 回以上の頻度で点検を行うことが義務付けられています。

当市では、下水道ストックマネジメント計画を策定し、長期的な下水道施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に施設の維持管理を積極的に進めています。

直近では、令和 2 年度に実施し、令和 7 年度は 2 回目の点検調査を予定しております。



マンホール内の点検状況



マンホール内の確認状況

